

平成24年第1回教育委員会定例会日程

日 時 平成24年1月31日(火)

午後1時30分

場 所 北栄町役場大栄庁舎 第2・3会議室

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

3 行政報告

教育長

教育総務課長

生涯学習課長

4 議 案

議案第1号 平成24年度の北栄町立小学校及び中学校の学級編成基準
について

議案第2号 北栄町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の議会提案
に係る意見を求めることについて

議案第3号 北栄町北条民芸実習館の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例の議会提案に係る意見を求めることについ
て

議案第4号 北栄町北条民芸実習館管理運営規則の一部を改正する規則
の制定について

議案第5号 準要保護児童生徒の認定替えについて

5 報 告

・平成23年ふるさと北栄基金について

子どもの教育・健全育成関係 18件 5,105千円

6 その他

・次回教育委員会 2月23日(木) 午後1時30分から

7 閉 会

議案第1号

平成24年度の北栄町立小学校及び中学校の学級編成基準について

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第4条の規定により、平成24年度の北栄町立小学校及び中学校の学級編成基準を定めたいので、北栄町教育長に対する事務委任規則（平成17年北栄町教育委員会規則第5号）第2条の規定により委員会の承認を求める。

平成24年1月31日 提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

平成24年度同学年の児童・生徒で編制する1学級の児童又は生徒の数

(1) 小学校

1年	2年	3年	4年	5年	6年
30人	30人	33人	33人	35人	35人

(2) 中学校

1年	2年	3年
33人	35人	35人

(添付参考資料：議案第1号関係)

(抜粋) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律
(昭和33年法律第116号)

第3条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。
ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を1学級に編制することができる。

2 各都道府県ごとの、公立の小学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の1学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る1学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編制の区分	1学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	40人(第1学年の児童で編制する学級にあつては、35人)
	2の学年の児童で編制する学級	16人(第1学年の児童を含む学級にあつては、8人)
	学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級	8人
中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）	同学年の生徒で編制する学級	40人
	2の学年の生徒で編制する学級	8人
	学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級	8人

3 各都道府県ごとの、公立の特別支援学校の小学部又は中学部の1学級の児童又は生徒の数の基準は、6人（文部科学大臣が定める障害を2以上併せ有する児童又は生徒で学級を編制する場合にあつては、3人）を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る1学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

(学級編制)

第4条 公立の義務教育諸学校の学級編制は、前条第2項又は第3項の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準に従い、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が行う。

議案第2号

北栄町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の議会提案に係る
意見を求めることについて

北栄町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例を議会に提案したいので、北
栄町教育長に対する事務委任規則（平成17年北栄町教育委員会規則第5号）第
2条第5号の規定により、委員会の意見を求める。

平成24年1月31日 提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

北栄町条例第 号

北栄町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

北栄町立幼稚園設置条例（平成 17 年北栄町条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(名称及び位置) 第 2 条 北栄町立幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第 2 条 北栄町立幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
北栄町立北条幼稚園	北栄町国坂 680 番地	北栄町立北条幼稚園	北栄町土下 121 番地 1

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(提案の理由)

北栄町立北条幼稚園について、幼保一元化施設の建設工事に伴い平成 23 年度は北栄町北条健康福祉センターを代替え施設として運営していたものを、平成 24 年度は上記所在地（幼保一元化施設（認定保育園））において運営を行うこととするもの。

議案第3号

北栄町北条民芸実習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例の議会提案に係る意見を求めることについて

北栄町北条民芸実習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
議会に提案したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則（平成17年北栄町
教育委員会規則第5号）第2条第5号の規定により、委員会の意見を求める。

平成24年1月31日 提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

北栄町条例第 号

北栄町北条民芸実習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北栄町北条民芸実習館の設置及び管理に関する条例（平成 17 年北栄町条例第 83 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用の許可及び制限)</p> <p>第 5 条 <u>実習館を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に申し出て許可を受けるものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>(目的外利用の禁止)</p> <p>第 6 条 <u>実習館の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可を受けた目的以外に利用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を譲渡してはならない。</u></p> <p>(特別設備の設置等)</p> <p>第 7 条 <u>利用者は、その利用に当たって特別な設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</u></p> <p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第 8 条 <u>教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用許可条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用の許可を取り消すことができる。</u></p>	<p>(利用の許可及び制限)</p> <p>第 5 条 <u>実習館を利用するもの（以下「利用者」という。）は、教育委員会に申し出て許可を受けるものとする。</u></p> <p>2 略</p>

(1) 利用者がこの条例又はこれに基づき規則の規定に基づき条件に違反したとき。

(2) 公益上又は実習館の管理運営上やむを得ない理由が生じたとき。

(使用料)

第9条 利用者は、別表第1又は別表第2に定める使用料を納付しなければならない。ただし、別表第1について公用又は社会教育を目的とするもの及び教育委員会において特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不返還)

第10条 既に納付された使用料は、返還しない。ただし、次に掲げる場合においては、その全部又は一部を返還することができるものとする。

(1) 非常災害その他利用者の責めに帰すことができない理由により、利用できなくなったとき。

(2) 利用開始前までに利用の取り消しを届出したとき。

(3) その他教育委員会が相当の理由があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第11条 略

(損害賠償)

第12条 略

(原状回復の義務)

第6条 略

(損害賠償)

第7条 略

(委任)
第13条 略

(委任)
第8条 略

別表第1(第9条関係)

区分	使用料 (午前・ 午後・夜 間)	冷暖房 使用料 (午前・ 午後・夜 間)	備考
木竹工芸 兼陶芸室	2,100円	1,050円	
油絵画 室	1,050円	525円	
水彩画 室	1,050円	525円	

別表第2(第9条関係)

区分	使用料	備考
陶芸窯	2,100円	使用時間 が 9時間以 内 のとき
	4,200円	使用時間 が 9時間を 越 えるとき

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第4号

北栄町北条民芸実習館管理運営規則の一部を改正する規則の
制定について

北栄町北条民芸実習館管理運営規則の一部を改正する規則を制定したいので、
北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

平成24年 1月31日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

北栄町北条民芸実習館管理運営規則の一部を改正する規則

北栄町北条民芸実習館管理運営規則(平成23年北栄町教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、北栄町北条民芸実習館の設置及び管理に関する条例(平成17年北栄町条例第83号。以下「<u>条例</u>」という。)第13条の規定に基づき、北栄町北条民芸実習館(以下「<u>実習館</u>」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(利用許可の申請及び許可)</u></p> <p>第3条 <u>条例第5条に規定する利用の許可を受けようとする者は、北条民芸実習館利用許可申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>2. <u>教育委員会は、実習館の利用を許可したときは、北条民芸実習館利用許可書(様式第2号)を交付するも</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、北栄町北条民芸実習館の設置及び管理に関する条例(平成17年北栄町条例第83号)第8条の規定に基づき、北栄町北条民芸実習館(以下「<u>実習館</u>」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(施設の利用)</u></p> <p>第3条 <u>実習館の施設を利用する者は、あらかじめ教育委員会に利用許可申請書(別記様式)を提出し、許可を受けなければならない。</u></p>

のとする。

(使用料の納入)

第4条 条例第9条に規定する使用料は、利用許可書交付時に納入しなければならない。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、当該利用の終わった後に納入することができる。

(利用取消しの届出)

第5条 実習館の利用許可を受けた者が利用の取消しをしようとするときは、当該利用開始日の前日までに、北条民芸実習館利用取消届（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

(利用上の遵守事項)

第6条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 許可を受けた目的以外に利用

(行為の禁止)

第4条 実習館の利用者は、実習館内において次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 秩序を乱し、又は風俗を害する行為

(2) 施設、備品、資料等を損傷し、又は汚損する行為

(3) 前2号に定めるもののほか、教育委員会が不相当と認める行為

<p><u>し、又は他人に利用させてはならないこと。</u></p> <p>(2) <u>実習館内において、他人に迷惑になるような行動又は騒音を発するような行為をしないこと。</u></p> <p>(3) <u>利用許可のない施設又は設備等は利用しないこと。</u></p> <p>(4) <u>備品等を許可なく実習館の外に持ち出さないこと。</u></p> <p>(5) <u>施設又は設備等の保全及び火気に十分注意すること。</u></p> <p>(6) <u>実習館内に爆発物、可燃物、銃砲及び刀剣類等の危険物を持ち込まないこと。</u></p> <p>(7) <u>許可なくして物品を販売しないこと。</u></p> <p>(8) <u>前各号に掲げるもののほか、教育委員会が指示した事項</u> <u>(施設、設備等の損傷又は滅失の届出等)</u></p> <p>第7条 <u>利用者は、当該施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第8条 略</p> <p>様式第1号 (第3条関係)</p> <p>北条民芸実習館利用許可申請書</p> <p>年 月 日</p>	<p>(その他)</p> <p>第5条 略</p> <p>別記様式 (第3条関係)</p> <p>北条民芸実習館利用許可申請書</p> <p>年 月 日</p>
---	--

北栄町教育委員会 様

申請者 住所

氏名

㊟

電話

団体名

次のとおり北条民芸実習館を利用したいので、許可くださるよう申請します。

申込みに当たっては、北栄町北条民芸実習館管理運営規則第6条の規定を遵守し、かつ、北栄町北条民芸実習館の設置及び管理に関する条例(以下「条例」という。)第5条第2項各号に該当する利用でないことを誓約します。

略

注 略

様式第2号(第3条関係)

北条民芸実習館利用許可書

施設申込者 様

施設名	
利用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
利用目的	
利用者及び人員	
使用料	
備考	

北栄町教育委員会 様

申請者 住所

氏名

㊟

電話

団体名

次のとおり北条民芸実習館を利用したいので、許可くださるよう申請します。

申込みに当たっては、北栄町北条民芸実習館管理運営規則第4条の規定を遵守し、かつ、北栄町北条民芸実習館の設置及び管理に関する条例(以下「条例」という。)第5条第2項各号に該当する利用でないことを誓約します。

略

注 略

上記のとおり許可します。

年 月 日

北栄町教育委員会

様式第3号 (第5条関係)

北条民芸実習館利用取消届

北栄町教育委員会 様

申込者 住所
氏名 ⑩
電話
団体名

北条民芸実習館の利用について、下記のとおり利用できなくなったので届けです。

利用予定 施設	
利用予定 日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
理由	

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

※ 当該規則は、3月定例議会に付議する予定の「北栄町北条民芸実習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」が可決された場合に公布することとなる。

議案第5号

北栄町準要保護児童生徒の認定替について

次の者を準要保護児童生徒から要保護児童生徒へ認定替したいので、北栄町要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費支給に関する規則第5条の規定により委員会の承認を求める。

平成24年 1月31日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

準要保護認定者

1 児童生徒

2 保護者

3 認定(替)内容

変更前 準要保護児童生徒

変更後 要保護児童生徒

4 認定(替)年月日

平成23年12月9日付

5 認定(替)の事由

- ・生活保護法の規定による保護(教育扶助を含む。)が開始されたため、(規則第8条第3号)

子どもから高齢者まで 学びを通して夢を実現する

基本的な考え方

豊かな心と自ら考え行動する力を持ち、
自己実現ができる『人』

めざす人間像（町民像として）

- ・町の自然や歴史、文化、人に愛着と誇りを持つ
- ・命を尊重し、優しさや思いやりなど豊かな心を持つ
- ・生涯を通して、進んで学習し、自己実現を図る
- ・自らの食や健康に気をつけ、体力の増進や精神の高揚を図る

基本的な進め方

豊かな自然と美しい地域の中で、子どもがすくすくと育つ環境づくり

町民みんなが、人権を尊重して仲よく暮らせ、楽しく学び、夢が実現できる環境づくり

乳幼児が安心して、すくすくと育つ家庭や地域

・就学前教育の充実と支援のためのシステムづくりに努めるとともに、親と子どもが共に育つ学習機会を充実します。
・子どもの人権を尊重し、子どもの安心・安全を保障する取り組みを推進します。

地域での活動や地域人材の活用で、町の自然や歴史、文化、人を学び、町に愛着を持つ子ども

・美しい自然の中で、子どもがのびのびと活動したり、地域の中で大人と共に学んだりすることを通して、自然や地域の文化、人の素直さにふれあうことのできる環境づくりに努め、地域の教育力を高めます。

仲よく遊び、学び、他人の気持ちを思いやる心根を持つ子ども

・保・幼・小・中の連携のもと、異年齢間の交流や活動を通して、子どもの仲間づくりや育ちを支援し、学校での人権・同和教育を通して子どもが命の大切さを学びます。
・家庭や地域の中では、子どもの健全育成を推進する教育力の充実を図り、基本的な生き方を身につけさせることともに、一人ひとりの存在を認め合いながら、自立する子どもの育成をめざします。

子どもが高意を持っていきいき学び、基礎・基本を身につける学校教育

子どもの目が輝き、笑顔で学習や活動に取り組み、学ぶことの大切さや喜びを味わいながら基礎的・基本的な内容を身につけ、自ら学び・考え・行動する力を高める学校教育を進めます。

人権を尊重する気運が社会に根付き、豊かな人間性や社会性を身につけた人があふれる町

「部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」に基づき、人権・同和教育の取り組みを充実し、町民一人ひとりの基本的人権が尊重され、様々な活動や交流等をする中で人間性や社会性を磨き、幸せに暮らせる環境づくりに努めます。

学習やスポーツに積極的に参加し、文化や芸術に親しみ、心身ともに健康で、自らの夢を実現させる人があふれる町

・生涯学習の推進体制を充実し、スポーツクラブや文化活動をする団体等の育成を図り、町民が生産を通して楽しく学べ、スポーツや文化に親しむことができる環境づくりを推進します。また、町民一人ひとりが自らの健康管理をするため、食育や体力づくりを進めます。
・自らの夢を実現しようとする人を支援し、町民が賑々として暮らせる安心・安全な町をめざします。

充実した就学前保育・教育と保護者の学習機会の提供

地域の素材を活かし、体験活動などを推進し子どもの育ちがにつながる取り組み

指導方法の工夫・改善の推進と落ち着いた学級で基礎学力の定着

実践に生きる研修の充実と地域づくり

届ける講座の推進と自ら取り組むスポーツ・文化活動

- 【教育総務課】
・認定子ども園における保育・教育に関する指導・助言の実施(新規)・・・計画訪問・就学指導・研修計画など
【生涯学習課 文化・スポーツ推進室】
・子育て学習講座の実施(認定子ども園・保育所)
- 【図書館】
・ブックスタート事業
・おはなし会の開催(館内)
・出前お話し会の実施(保育所・福祉施設など)

- 【教育総務課】
・職場体験学習(ワクワク北条・ワクワク大栄)
・ゲストティーチャーの招聘(地域人材の活用)
【生涯学習課 文化・スポーツ推進室】
・読み語るふるさとの偉人伝事業
・アートスタート事業の活動支援
・古代体験工房の実施
・青少年地域活動事業(体験事業)
・青少年育成北栄町民会議文庫事業
・青少年街頭指導の実施
・あいさつ運動の推進
・家庭教育12ヶ条の推進
・630運動の推進
・子ども会リーダー育成
- 【中央公民館 大栄分館】
・放課後子ども教室(子どもほくえい塾)の実施
・21世紀をつくる青少年育成事業の実施

- 【教育総務課】
・少人数学級の推進(県基準:小学校1・2年30人、中学校1年33人以上35人・・・町独自 小学校3・4年33人)
・保幼小中の連携 教員の人事交流・町学校教育研究協議会・小中連携強化事業(北条小中)
・レインボープラン(大栄小中・中央育英高校)
・同日公開参観日の実施・認定こども園、保育所での半日保育体験(第2次3年計画の3年目で、中学校の教職員が全員)
・中学校での心の教室相談事業の実施
・いじめ対策のためのQ-U実施(年2回)・司書補佐員を配置・特別支援教育補佐員の配置
・ICT教育活動支援員の配置・英語指導助手(ALT)の配置
・学習支援補佐員の設置(北条中)
・図書館検索システムの活用
【生涯学習課】
・青少年劇場巡回公演の実施

- 【教育総務課】
・外国語教育事業の実施
・サマースクール(夏休み中の勉強会)
・光アドバイザー招聘事業の実施

- 【教育総務課】
・学校における人権教育の推進(北条小・研究指定校2年目)
【生涯学習課 人権教育推進室】
・人権フェスティバルの開催(新規)
・人権の花運動の実施
・人権同和教育小地域懇談会の開催
・人権同和教育事業所研修の実施
・人権同和教育推進指導員、地区推進員等の研修
・部落解放文化祭の実施
・小中学生の地区学習会の開催
・隣保館、児童館の講座・教室等の開催
- 【生涯学習課 文化・スポーツ推進室】
・社会教育講演会の開催(広く文化講演)
・生涯学習出前講座提供事業

- 【生涯学習課 文化・スポーツ推進室】
・民俗芸能の伝承事業・歴史文化探訪ウォークの開催・町民音楽祭の開催
・歴史民俗資料館企画展示事業・北条ふるさと検定の実施・文化財保護対策事業
・巡回展示館の開催・ボランティアで守る文化遺産事業・北栄文庫の発行
・町報固定ページ(温故知新)1Pでの啓発活動
・すいか・ながいも健康マラソン大会の実施(第25回大会)
・ウォーキングのまち北栄町推進事業
・訪問型ニュースポーツ体験事業(おじゃまします!スポーツ推進委員です)
・指定管理者北栄スポーツクラブによる施設管理及び各種スポーツ大会の実施(町民運動会、町駅伝、元旦マラソン&ウォーキング大会を含む)
・スポーツ界外派遣費の補助
・町スポーツ表彰の実施
・町報固定ページ(レッツスポーツ)1Pでの広報活動
・社会教育関係団体活動費補助事業

- 【中央公民館】
・公民館講座の充実(・民芸実習館活用講座(新規)・シニアクラブ・男性講座・女性講座
・自治会生涯学習部長研修など)
・北栄文芸の編集発行・美術展の開催・公民館まつりの開催
・由良川イカダレース大会の実施
・文化団体連絡協議会の活動支援
・指定管理者による大栄分館の管理及び各種事業の実施

- 【図書館】
・図書館まつりの開催
・講座の開催(「源氏物語を読む」「福本和夫を識る」など)
・図書館情報システムの活用

平成24年度
重点施策

主要事業

1次予算査定後



お問い合わせ

検索

- ホーム
- 北栄町について
- 暮らしのガイド
- 観光ガイド
- 広報誌
- 議会
- 交流掲示板
- 交通アクセス

ホーム > ふるさと納税 > 寄附の状況について

メニュー

各課の業務内容

町長の部屋

防災・防犯情報

委員会・審議会

北栄町例規

イベント情報

公共施設

風力発電

北栄町のプラン・ビジョン

ふるさと納税

空き家・企業

町民の声

リンク集

2012年1月1日現在

男	7,637人
女	8,366人
計	16,003人
世帯数	5,221世帯



○寄附の状況について

いただいた寄付金の使い道をお知らせします。

ふるさと納税制度により北栄町にも本年3月末現在で、24件8,450,000円の寄附をいただきました。

北栄町では、寄附の募集に際し

○自然エネルギーの活用、環境の保全に関する事業

○未来を担う子どもの教育、健全育成に関する事業

などの事業を使い道としてあげておりますが、昨年度いただいた寄附金は、平成23年度に実施する次の事業に活用させていただきます。

■国際マンガサミットイベント事業

事業費：185万円 このうち寄附金92万5千円を活用

来年、県内で開催予定の国際マンガサミットに向け、イベントを行います。

■少人数級職員配置協力金事業

事業費：2,198万円 このうち寄附金81万8千円を活用

少人数クラスを実施することによりきめ細やかな指導を充実させ、基本的な生活習慣の定着、基礎学力の向上を図ります。

■LED防犯灯整備事業

事業費：100万円 このうち寄附金100万円を活用

自治会が防犯灯LED照明を設置する費用の一部を助成します。

■太陽光発電システム設置補助金事業

事業費：870万円 このうち寄附金135万円を活用

住宅用太陽光発電システム設置費を補助します。

■子育て支援センター事業

事業費：599万9千円 このうち寄附金320万7千円を活用

未就園児のいる家庭への子育て支援、親子の交流活動、相談などを実施します。

■チャレンジプラン支援事業

事業費:6,434万5千円 このうち寄附金90万円を活用
意欲ある農業者の創意工夫を生かした取組について、その実現を支援しま
す。



大栄スイカ マスコットキャラクター 夏味ちゃん

■高齢者居住環境整備事業

事業費:53万2千円 このうち寄附金25万円を活用
介護が必要な高齢者世帯に住宅改良費を補助します。



北栄町役場

大栄庁舎 〒689-2292 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423-1 電話:0858-37-3111 FAX:0858-37-5339

北条庁舎 〒689-2111 鳥取県東伯郡北栄町土下112 電話:0858-36-3111 FAX:0858-36-4595

Copyright © HOKUETI TOWN All Rights Reserved.

追加議案書

平成24年第1回教育委員会定例会日程

日 時 平成24年1月31日(火)
午後1時30分
場 所 北栄町役場大栄庁舎 第2・3会議室

3 行政報告

教育長

教育総務課長

生涯学習課長

4 議案

議案第6号 校区外就学について

6 その他

・「同和対策事業の見直しについて」に対する回答について(協議)

・・・・・・・・・・資料1

1 月 行 政 報 告

＝教育総務課＝

1 教育委員会の開催について

12月22日 第14回教育委員会定例会を開催しました。協議事項として、平成24年度に実施される全国学力・学習状況調査について、抽出校に選ばれた北条小・大栄中以外の大栄小・北条中についても希望調査を実施すること、来年度の小中学校の少人数学級の実施についてなど協議を行いました。議事はありませんでした。

2 学校等におけるインフルエンザの感染状況について

- ・ 学校別の状況は、別紙のとおりです。

3 学校給食用小麦粉添加物について

1月6日 鳥取県学校給食会から、学校給食用小麦粉添加物について報告がありました。内容は、現在、学校給食用のパンの材料となる小麦粉は、小田象製粉株式会社（倉敷市）から県学校給食会が一括購入し、各地区のパン加工場（北栄町は遠藤製パン）に配送し、そこで加工されパンとなって給食に出ています。その小麦粉の中には、栄養強化のためビタミンB1・B2を混ぜ合わせたオリザリッチFという添加物が入っています。この度、このオリザリッチFのビタミンB2の部分であるリポフラビン（遺伝子組み換え微生物を利用した添加物：BASF ジャパンが輸入と販売）が、日本の薬事法での許可は受けていたが、食品添加物として使用するための食品安全委員会の安全審査を受けていないことが、厚生労働省の調査により、同社が申し出たために判明したようです。（国内外で広く利用されていますが、安全上問題となる情報は確認されていないようです。）

この事態を受け、県学校給食会としては、当面の間、添加物（ビタミンB1・B2）を含まない小麦粉を使用するという対応をとることとしたということでした。

4 大谷保育所における食中毒の発生に伴う児童・生徒への影響について

1月12日 大谷保育所で発生したノロウイルスによる食中毒により、大栄小学校では、兄弟姉妹が大谷保育所にいる3世帯4人の児童が、1月17日まで欠席いたしました。すべての児童が回復し18日からは登校しています。大栄中学校では欠席はありませんでした。この事態をうけ、給食センターに改めて、調理における衛生管理、職員の健康管理に十分気をつけるよう指示いたしました。

=巻末資料=

1 工事等の発注について

次のとおり工事等を発注しました。

(単位：円)

入札日	工事名等	内 容	指 名 業者数	入札回数	予定価格	期間等
				落札業者	契約金額	
(担当課：教育総務課)						
1/13	大栄中学校 駐輪場改修 工事	駐輪場改修	5社	1回	3,433,500	1/16
				株式会社 松本鉄工所	3,370,500	~ 3/20

※日付変更を行った場合はこのボタンを押して下さい！

2012 年 1 月 31 日

再表示

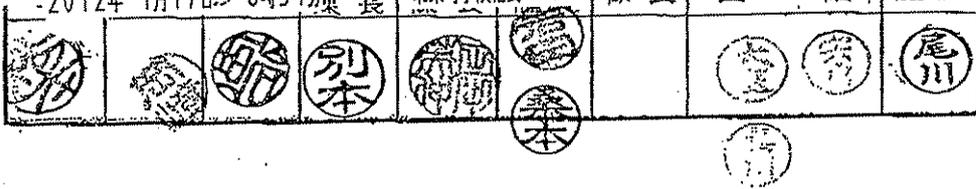
翌日 >>

※データ検索日を入力して【再表示】ボタンを押すと、該当日のデータが表示されます。

※欠席者入力画面で入力されたインフルエンザ様症状の数がインフルエンザ様症状に計上されます。

ただし、学級・学年・学校閉鎖中のクラス・学年におけるインフルエンザ様症状の人数はインフルエンザ確認画面では0と表示され、下記の画面と異なる場合があります。

施設名	欠席・出席停止者総数(人)	欠席者の症状(人)								出席停止(人)										学級閉鎖	学年閉鎖	学校閉鎖	在籍者数							
		発熱	頭痛	急性呼吸器症状	下痢・腹痛	嘔気・嘔吐	発疹	インフルエンザ様症状	その他	インフルエンザ	感染性胃腸炎	溶連菌感染症	おたふくかぜ	水ぼうそう	マイコプラズマ感染症	伝染性紅斑	手足口病	咽頭結膜熱	流行性角結膜炎					その他						
北条幼稚園	0	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37
施設名	総数(人)	発熱	頭痛	呼吸器	下痢・腹痛	嘔気・嘔吐	発疹	インフル様	その他	インフル	胃腸炎	溶連菌	おたふく	水痘	マイコ	伝染性紅斑	手足口病	結膜熱	角結膜炎	その他	学級閉鎖	学年閉鎖	学校閉鎖	在籍者数						
北条小学校	7	0	1	1	1	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	417	
大栗小学校	14	5	2	1	3	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	446	
施設名	総数(人)	発熱	頭痛	呼吸器	下痢・腹痛	嘔気・嘔吐	発疹	インフル様	その他	インフル	胃腸炎	溶連菌	おたふく	水痘	マイコ	伝染性紅斑	手足口病	結膜熱	角結膜炎	その他	学級閉鎖	学年閉鎖	学校閉鎖	在籍者数						
北条中学校	6	2	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	226	
大栗中学校	4	2	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	177	
全施設総合計	31	12	3	4	5	3	0	0	2	7	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1303	



発鳥給第171号
平成24年1月6日

各市町村教育委員会教育長 様

財団法人鳥取県学校給食会
理事長 西尾政美

財団法人岡山県学校給食会
理事長 印

学校給食用小麦粉添加物について (報告)

希望あふれる新年を迎えられたこととご推察申し上げます。

さて、標記のことにつきまして、小田象製粉株式会社より情報を受け、厚生労働省発信(12月22日)の資料を確認しました。1月5日午前中に、小田象製粉が来会し、詳しい情報を把握しました。この添加物は、全国の学校給食用小麦粉パンに使用されており、全国学校給食会連合会と連絡を取りながら、鳥取県パン協同組合とも協議いたしました。

本会としては、BASF ジャパンが、薬事法に基づく登録申請の折に、食品安全委員会に添加物の安全性審査を受けなかったことが要因と認識しています。この添加物は、すでに国外を含め広く使用されている中で安全上問題となる情報は確認されておりません。しかしながら食品安全委員会の審議結果を受けるまでは、この添加物を使用した小麦粉の使用は控えさせてもらう事を小田象製粉に通知しました。(財団法人岡山県学校給食会も同対応)

つきましては、下記の対応をしたいと思いますので、ご理解の程宜しくお願いいたします。

記

1. パン加工工場へ配送済の小麦粉を全量回収する。
1. 添加物抜き小麦粉を、10日からのパン給食に間に合うよう配送する。
1. 2月分の発注は、添加物ぬきのものとする。
1. 今後は、食品安全委員会の判断や、全国学校給食会連合会の対応に準じた対応をとる。



財団法人 鳥取県学校給食会

理事

田 中 義 雄

1/6 PM 1:30 来方
(文書持参)



〒680-0913 鳥取市安長字前内987-1
電話(0857) 23-7084
FAX(0857) 27-8040
E-mail:kenkyu@togk.or.jp
http://www.togk.or.jp

＝生涯学習課＝

1 スポーツ推進委員 川本晴枝氏 文部科学大臣表彰について

平成 23 年度文部科学大臣スポーツ推進委員功労者表彰を、北栄町スポーツ推進員の川本晴江さん（原）が受賞されました。

今回の受賞は鳥取県からは 1 名の表彰となりました。

川本さんは、スポーツ推進委員（体育指導員）歴 37 年で、生涯スポーツの振興に尽力された功績が認められたものです。

2 第 42 回北栄町元旦マラソン&ウオーキング大会について

1 月 1 日、北条農村環境改善センターを発着として元旦マラソン・ウオーキング大会を開催しました。当日は 330 名が参加し 1 キロコース・3 キロコースに分かれ、それぞれに心地よい汗を流しました。

3 平成 24 年北栄町成人式について

1 月 3 日、北条農村環境改善センターにおいて、「平成 24 年北栄町成人式」を挙行了しました。式典では、来賓祝辞、新成人による決意表明などが行われた後、瀬戸獅子舞保存会によるアトラクションで、新成人の門出を祝いました。今年の新成人の総数は 199 名、式典参加数は 155 名（77.9%）でした。

4 第 3 回北栄町卓球大会について

1 月 22 日、大栄小学校・中学校の各体育館で第 3 回北栄町町民卓球大会が開催されました。両会場では、各自治会から参加した 55 チームが熱戦を展開。予選リーグ後、その結果により A 級と B 級に分かれて決勝トーナメントを行った結果、A 級では西園 A チームが、B 級では由良宿 1 区 A チームが優勝しました。

A 級（上位チーム）

優 勝 西園 A 準優勝 由良宿 2 区 A 3 位 みどり西団地 大谷 A

B 級（下位チーム）

優 勝 由良宿 1 区 A 準優勝 妻波 A 3 位 由良宿 1 区 B 別所

5 第 6 回北栄町公民館まつりについて

1 月 28 日、北条農村環境改善センターにおいて「第 6 回北栄町公民館まつり」オープニングセレモニーを開催しました。

セレモニーでは町長、議長、公民館まつり実行委員長によるテープカット、作品解説トーク、長いも料理コンテスト最優秀賞作品試食会など、多彩な催しが行われました。会場内には書道、洋画、陶芸、写真、生け花など 298 点が出品されています。

議案第6号

校区外就学について

から児童の校区外就学に係る申し立てがなされたので、北栄町立小学校及び中学校の校区に関する規則第5条により委員会の承認を求める。

平成24年 1月31日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

1 校区外就学申立児童名

住 所

氏 名

2 保護者

3 校区外就学申立学校名

4 指定学校名

5 校区外就学期間

平成24年1月27日～平成24年3月31日まで

6 理 由

最終学年のため（要綱第2条第1号該当）

阪本和俊様
石丸美嗣様
長谷川昭二様
池田捷昭様
山下昭夫様
青亀恵一様
前田栄治様
飯田正征様
奥田伸行様

北栄町長 松本昭夫

同和対策事業の見直しについて（回答）

平成 23 年 12 月 20 日付けで、要望書の提出がありました標記の件につき、下記のとおり回答をいたします。

はじめに、同和対策事業は昭和 40 年の「同和対策審議会答申」において「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法で保障された基本的人権に係る課題である。したがってその早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」との基本認識により国において「特別措置法」が制定され、平成 14 年 3 月末をもって法が失効するまでの 33 年間各種施策が実施されてきました。

この間、本町に於きましても同和地区の生活環境の整備や住民の生活改善は大きく図られてきました。

現在、国の「特別措置法」という「法」を根拠とした同和対策から一般対策に移行する中で、町としても見直しを行いながら同和地区の課題に即した事業の実施、並びに町民の人権意識の啓発向上を図るために人権・同和行政を推進してきました。

現在の同和対策事業は同和地区に残された課題や、今なお現存している差別意識を早急に解消するために、一般対策を補完している事業であり、町としましては、事業の進捗に伴い課題が解消されれば、段階的に終結するものと考えております。

今後に於きましては、次のスケジュールで「北栄町部落差別をはじめあらゆる差別をなくする総合計画」の見直しを図り、今後における同和対策事業の方針を策定して行くものです。

- ① 平成 24 年度当初に、アンケートによる住民意識調査を実施し、町民の意識を把握します。
- ② 「北栄町部落差別をはじめあらゆる差別をなくする総合計画」の見直しの参考とするため、「北栄町人権同和教育推進協議会」など、各団体から意見を聞きます。
- ② 平成 24 年度中に上記調査結果や、意見を参考とし、審議会において「北栄町部落差別をはじめあらゆる差別をなくする総合計画」の見直しを行います。

記

- 1) 隣保館、文化会館、児童館については各地区に無償譲渡する。

回答) 上記同和対策事業見直し方針策定に於いて検討します。

- 2) 同和地区福祉資金については、社会福祉協議会の貸付制度を活用する。

回答) 同和地区福祉資金については、平成 23 年度をもって制度を廃止します。

- 3) 小中学校地区進出学習は特定地域ではなく、学校周辺場所で全地域対象に実施された

い。

回答) 地区学習会は、地区の子どもたちが社会へ出た時に差別に屈しない力をつけるため、特定地域で実施しております。ただ、学習内容については今後検討して行きます。

- 4) 同和対策事業に変わる大きな柱を立てて人権啓発に取り組んでいただきたい。

回答) 「北栄町部落差別をはじめあらゆる差別をなくする総合計画」に基づき、人権意識の高揚に努めていきます。

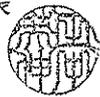
以 上

町長	副町長	教育長	総務課長	主管理	課長	係長	回	議	主査
									



平成23年12月20日

北栄町長 松本昭夫様



阪本和俊
石丸美嗣
長谷川昭二
池田捷昭
山下昭夫
青亀恵一
前田栄治
飯田正征
奥田伸行

同和対策事業の見直しについて(要望)

本町は「同和対策事業特別措置法」施行以前から、部落差別をはじめとするあらゆる差別の根本的かつ速やかな解決を図るため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育向上、人権擁護等の施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

この結果各事業の推進により、生活環境をはじめ客観的指標から見て地区、地区外を問わず、格差が無くなり目的を達成したものと考えます。今後は、周辺の地域住民を巻き込んだ自主的な取り組みをしていく必要があると考えます。

一方厳しい社会状況の中で、低所得者が増える中で、いつまでも地域に限定した、平等性を欠く施策をするべきではありません。

また本町の厳しい財政状況から、行財政改革の視点からも避けてはとおれません。

このような観点から見出しの事業について松本町長の任期中に、計画的に終結されますよう下記のとおり要望いたします。

記

- 1、隣保館、文化会館、児童館については各地区に無償譲渡する。
- 2、同和地区福祉貸付金については社会福祉協議会の貸付制度を活用する。
- 3、小中学校地区進出学習は特定地域でなく、学校周辺場所で全地域対象に実施されたい。
- 4、同和対策事業に変わる大きな柱を立てて人権啓発に取り組んでいただきたい。